十　最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物（製造所に設置されたものに限る。）の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十三号に掲げるものを除く。）	詳報			
十一　最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十三号に掲げるものを除く。）	［削る］		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十二　ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十三号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］
十三　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十四　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十五・十六　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十七　消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十五号及び前号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］
十八　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十九　消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十五号から前号までに掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一～六　［略］

七　事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十五号から第十九号までに掲げる事故に限る。）

［新設］				
十　最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものを除く。）	［新設］ 詳報		［新設］ 事故が発生した日から起算して三十日以内	［新設］ 所轄産業保安監督部長
十一　ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］
十二　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十三　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十四・十五　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十六　消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十四号及び前号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］
十七　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十八　消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

一～六　［略］

七　事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。）